

## 令和2年度グリーン購入法基本方針説明会資料

# 環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課



# 本資料の内容

- 1. グリーン購入法の概要**
- 2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について**

## グリーン購入とは

- ① 購入の必要性を十分に考え
- ② 必要な場合は品質や価格だけでなくできるだけ環境への負荷の少ない製品やサービスを
- ③ 環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入



環境問題を消費者の適切な選択により解決することができる実践的な取組



# 1. グリーン購入法の概要

## 目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務  
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等  
への需要の  
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が  
可能な社会の構築

## 国及び独立行政法人等

責務、基本方針、  
調達方針等

### 責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
  - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
  - ➡ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）  
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- ➡ 調達方針に基づき調達を推進
- ➡ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）  
環境大臣が  
各大臣等に  
必要な要請  
（法第9条）

## 地方公共団体等

**責務（法第4条）** ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

**地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）**

- ▶ 調達方針の作成
  - ▶▶ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ▶ 調達方針に基づき調達を推進

## 事業者・国民

**責務（法第5条）** ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

## 調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

## 情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

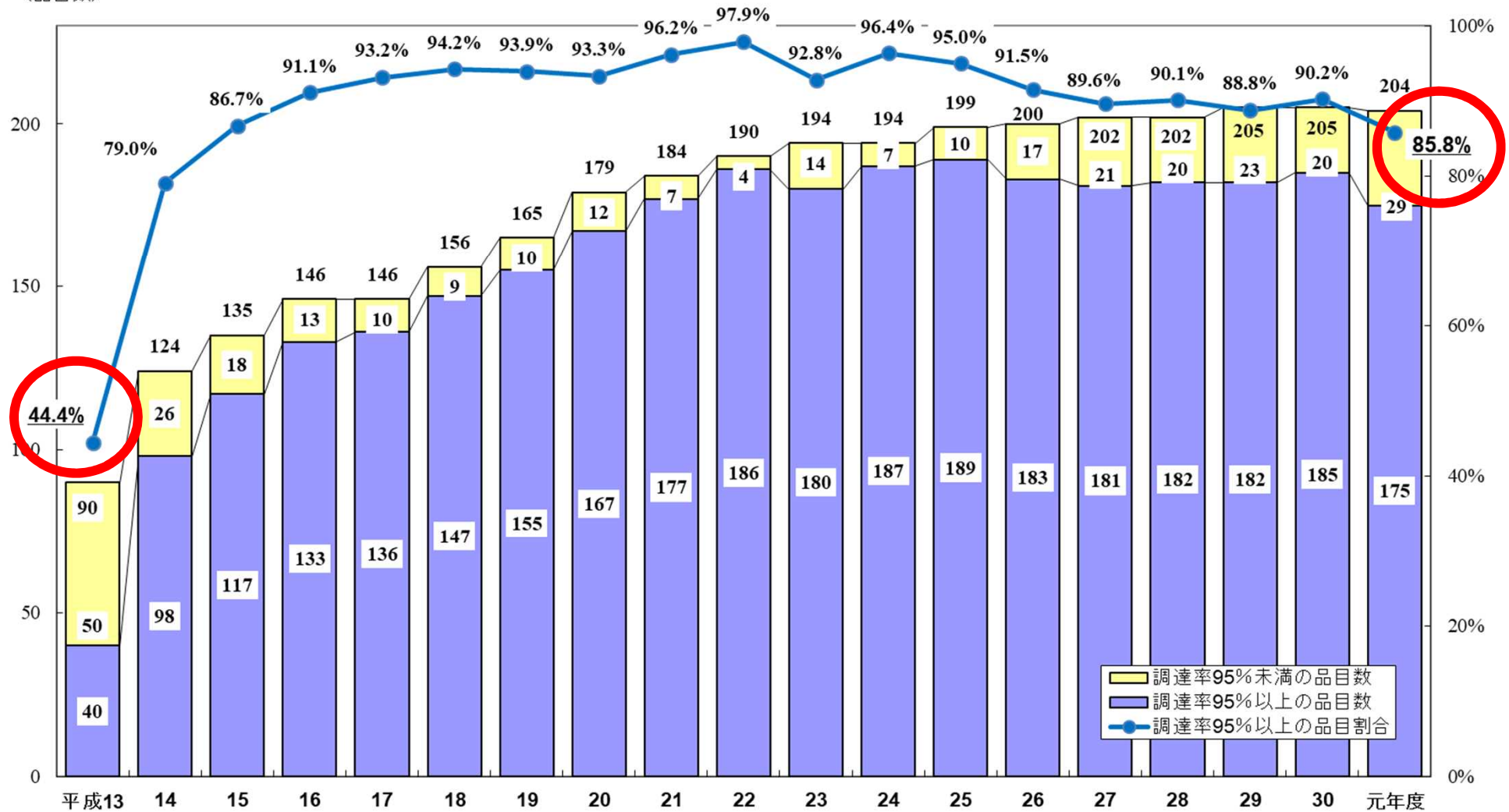
## 情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

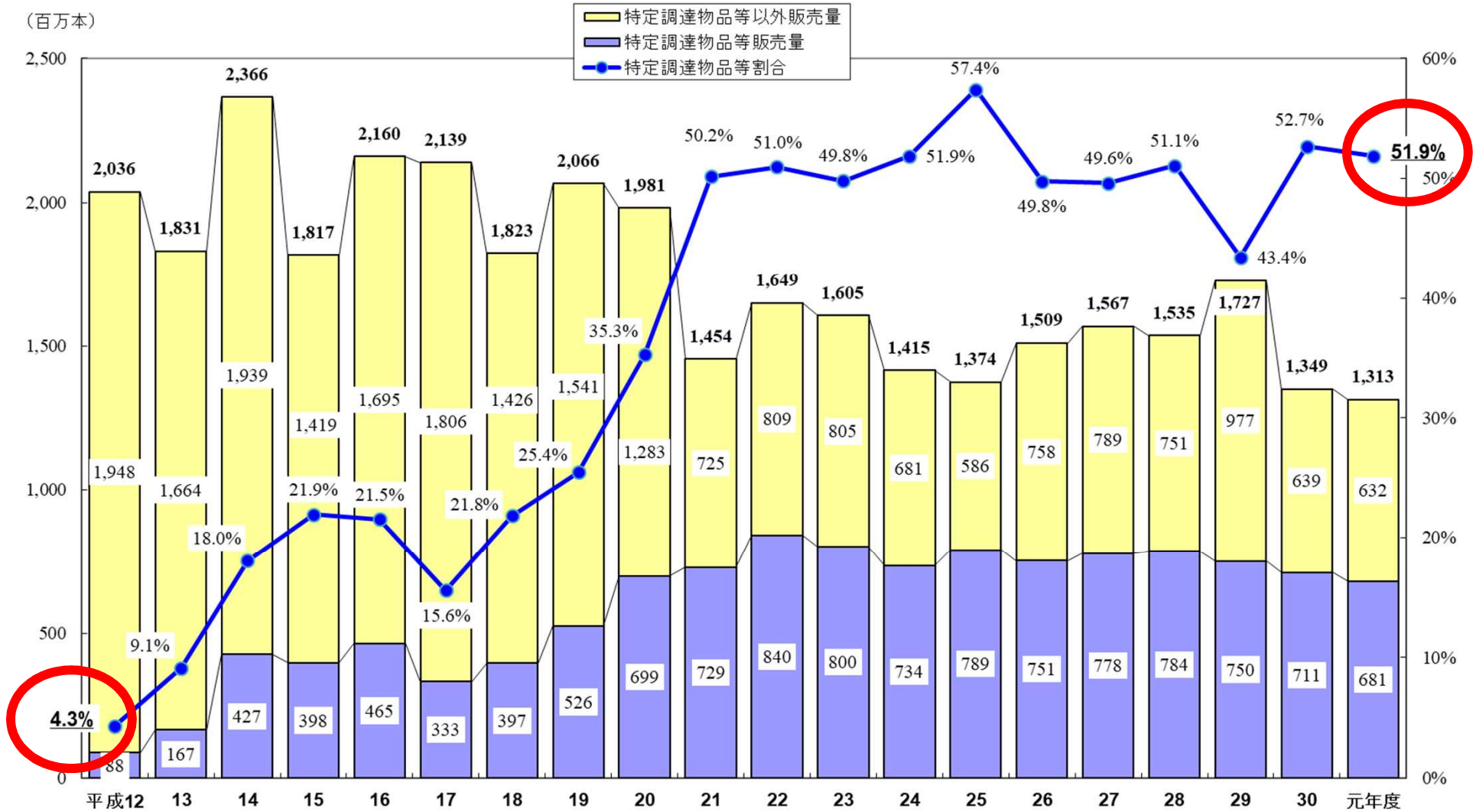


# 国等の機関の調達実績の推移

(品目数)

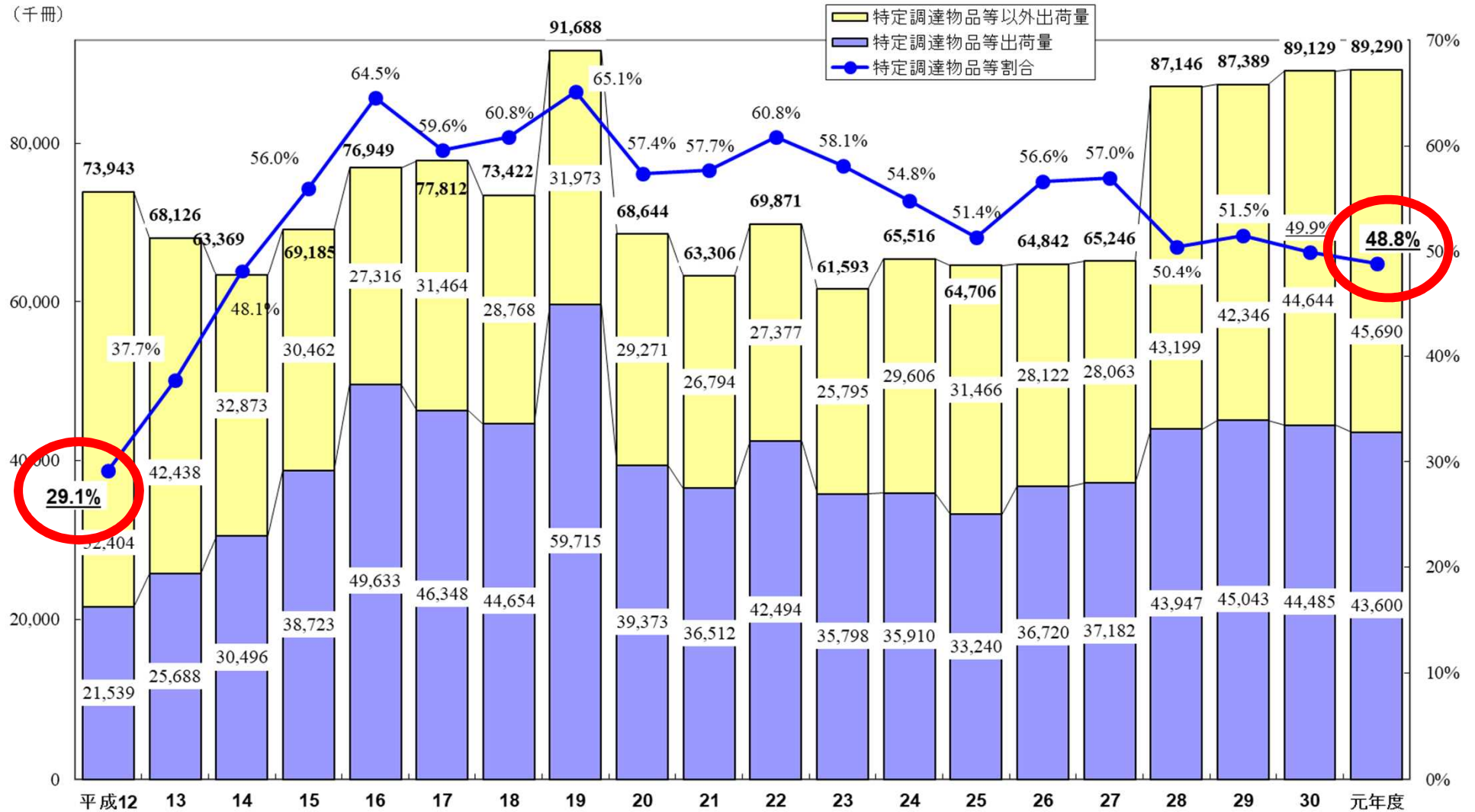


# 特定調達物品の国内販売量及び割合



シャープペンシル替芯の国内販売量及び特定調達物品の割合の推移

# 特定調達物品の国内出荷量及び割合



プラスチック製ファイルの国内出荷量及び特定調達物品の割合の推移

# 判断の基準と配慮事項

## 判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
  - ➔ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
  - ➔ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 ➡ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
  - ➔ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

○ より高い環境性能を示すものとして

「基準値1」

○ 最低限満たすべきものとして

「基準値2」

## 配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
  - ➔ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

<p>判断の基準</p>	<p>グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準</p>
<p>基準値 1</p>	<p>判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの</p>
<p>基準値 2</p>	<p>判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの</p>
<p>配慮事項</p>	<p>特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項</p>

## 2段階基準による発注実績等（令和元年度）

### ■ 2段階基準について

- 令和元年度の基本方針より、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、エアコンディショナー（業務用）及びLED照明器具（投光器、防犯灯を除く）の5品目について、2段階の判断の基準を設定

### ■ 2段階基準に係る調達目標設定の取扱い

- 目標値 = (基準値1の台数 + 基準値2の台数) / 調達総量 (台数) (%)
- 基準値1及び基準値2の個別の目標値設定は任意。ただし、調達実績は基準値1及び基準値2の発注ごとに集計することとしている

### ■ 令和元年度における基準値1及び基準値2による発注実績

#### 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫

基準値1で発注**5,120**台、基準値2で発注**1,771**台（基準値1の割合**74.3%**）

#### エアコンディショナー（業務用）

基準値1で発注**3,733**台、基準値2で発注**381**台（同**90.7%**）

#### LED照明器具

基準値1で発注**89,651**台、基準値2で発注**20,984**台（同**77.1%**）

より高い環境性能に基づく「**基準値1**」による**発注割合が極めて高い**

# 令和3年度からの2段階基準設定品目一覧

## 2段階の判断の基準設定品目一覧

分野	品目
家電製品（電気冷蔵庫等）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫
エアコンディショナー等	エアコンディショナー（業務用）
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）
自動車	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
設備	太陽熱利用システム



国等の機関における「**基準値1**」による積極的・率先的な調達を期待

## 特定調達物品等を採用することによる環境負荷低減効果の例

例1：トイレットペーパー等

➡ 古紙100% ➡ 資源の有効利用に寄与

例2：高炉セメント

➡ 製造時のCO<sub>2</sub>排出量低減※ ➡ 温室効果ガスの排出削減に寄与

※（参考）セメントのLCIデータの概要（一般社団法人セメント協会、2019年2月19日）

[http://www.jcassoc.or.jp/cement/4pdf/jg1i\\_01.pdf](http://www.jcassoc.or.jp/cement/4pdf/jg1i_01.pdf)

例3：電気冷蔵庫

➡ 高い省エネ性能（省エネ法4つ星相当）＋特定の化学物質使用を制限  
➡ 温室効果ガス排出削減＋化学物質による環境汚染対策に寄与

グリーン購入法の適合品を選択することで多面的な環境保全に寄与することが可能



## 【留意点】環境性能以外の性能への配慮

環境性能を高めた代わりに、それ以外の性能・品質にトレードオフの関係が生じている製品の場合、使用用途によっては環境負荷が高くなることに留意が必要

例：再生材を高く配合している 代わりに 直射日光に低い 製品

➡ 室内で使用する場合 劣化等しなければ長持ちし 環境負荷は低いが  
屋外で使用する場合 劣化により交換が多発し 環境負荷は高くなる

環境負荷を低減するにはただ環境性能の高低だけで判断するのではなく、使用用途や使用環境に応じ、適切な性能・品質を持つ製品を選択することが重要

## 2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

## 令和2年度における特定調達品目 に係る判断の基準等の見直し等

**2品目**を特定調達品目に追加  
**自動車1品目**を**6品目**に細分化  
**41品目**の判断の基準等の見直し



**22分野282品目**

- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
  - a. 次世代自動車の導入促進に向けて
  - b. 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し
  - c. プラスチック資源循環戦略への対応
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

## 基本方針（前文）に資源循環、新しい生活様式への対応等に係る記載の追加、特定調達品目及び判断の基準等の基本的事項の整理等

### 【該当箇所一部抜粋】

- 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。さらに、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、並びに「循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある（p.2）。
- 近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である（p.3）。

- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
  - a. 次世代自動車の導入促進に向けて
  - b. 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し
  - c. プラスチック資源循環戦略への対応
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

## ■ 「政府実行計画」における公用車に係る目標等

- ➔ 政府公用車の目標は「**2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める**」
- ➔ **2020年度の間目標**は「政府全体で公用車の**4割程度を次世代自動車とすることに向けて努める**」こととされている。**2018年度の実績は17.4%**
  - 平成30（2018）年度における政府の次世代自動車保有台数**4,744台**の内訳は、**ハイブリッド自動車（HEV）4,388台**（次世代自動車に占める割合**92.5%**）、**クリーンディーゼル自動車（CDV）243台**（同**5.1%**）、**HEV・CDV以外の次世代自動車113台**（同**2.4%**）

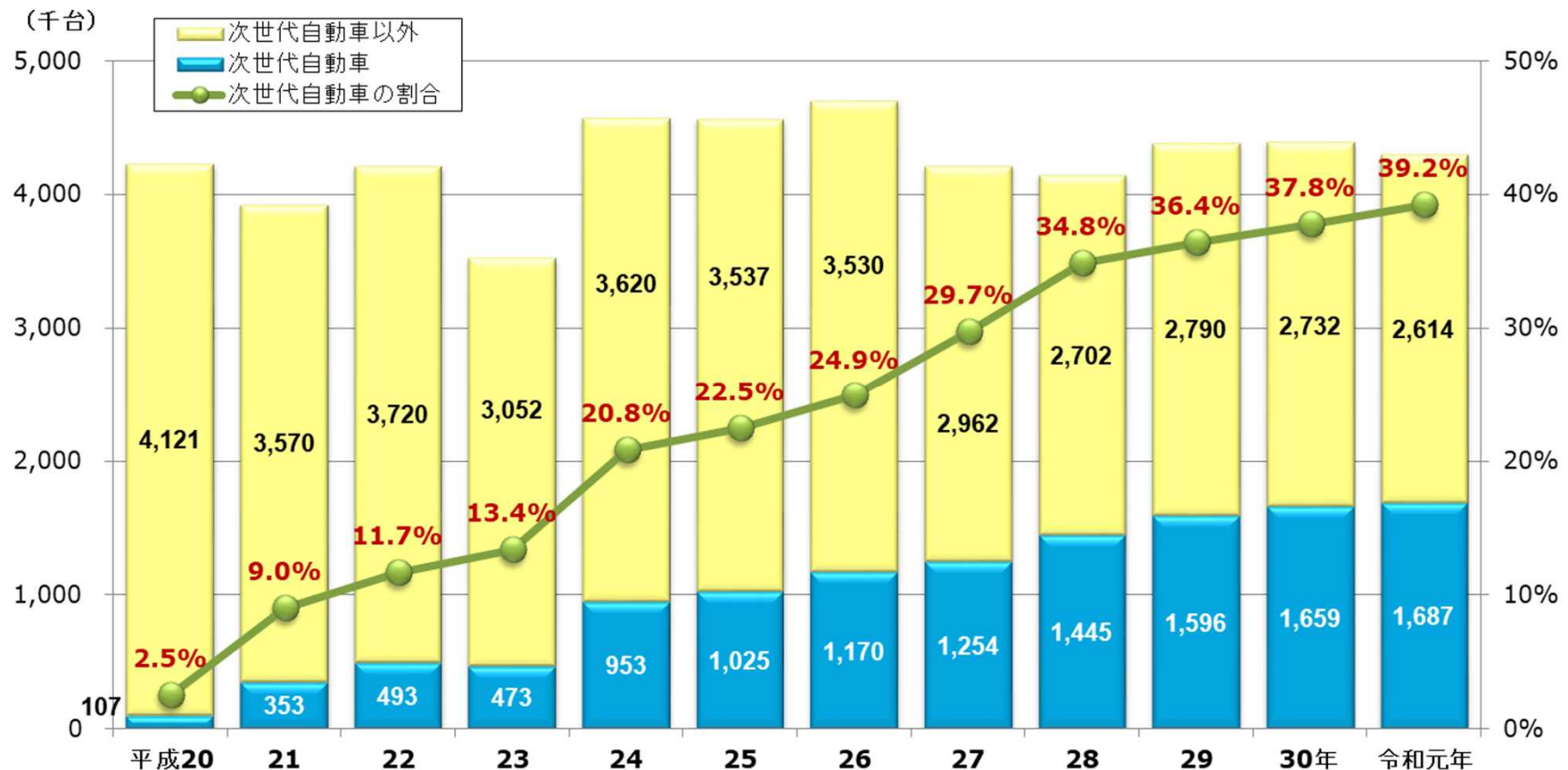
## ■ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」への積極貢献

- ➔ 長期戦略において「**自動車による気候変動対策への積極貢献のカギは電動化による環境性能向上**」とされているところ
- ➔ “**Well-to-Wheel**”での**ゼロエミッション**が究極的に目指すべき方向

グリーン購入法において**次世代自動車**へのより一層の代替推進を図る  
特に**電動車等の積極的な調達**を促すための判断の基準の設定

# 【参考】次世代自動車（乗用車）の販売状況①

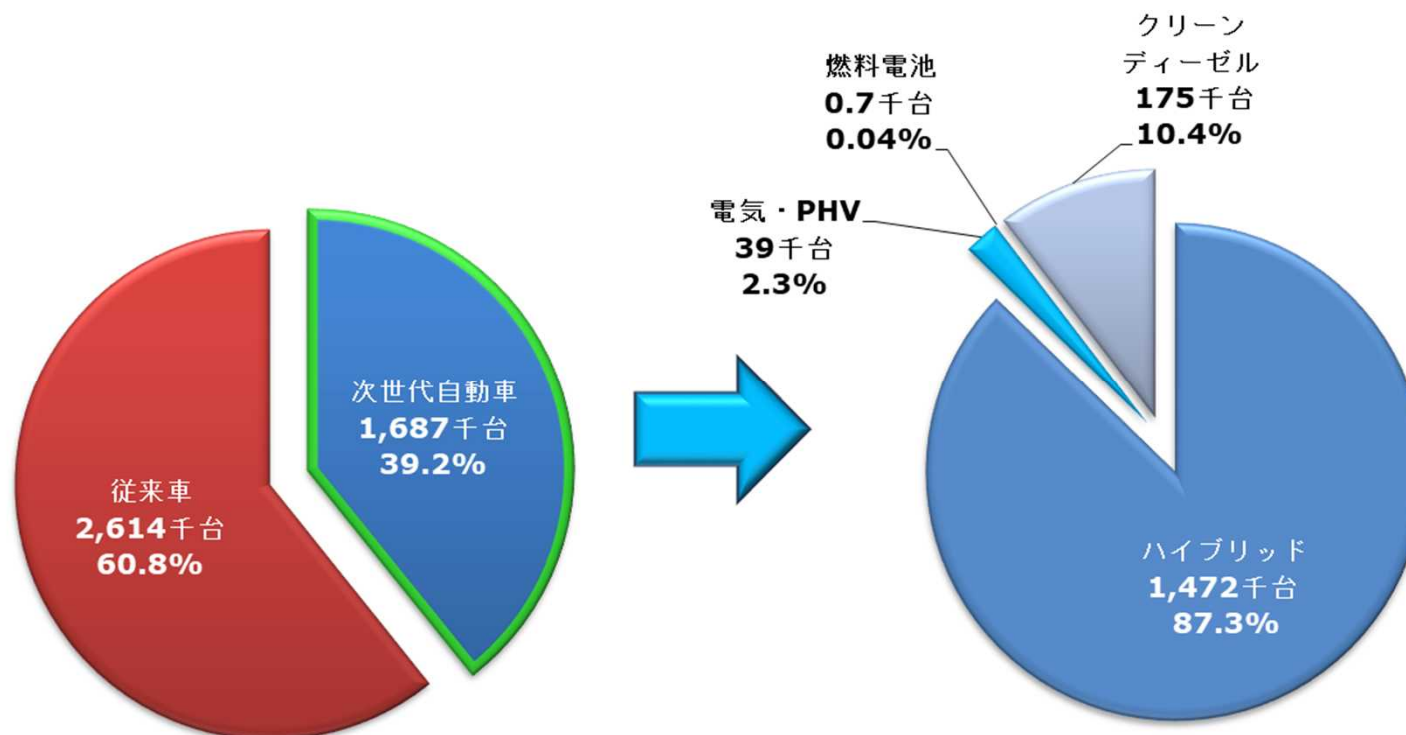
- 我が国の次世代自動車（天然ガス自動車を除く。）の新車販売推移は次のとおり
    - 新車乗用車の販売台数は年々変動はあるものの、概ね400万台前半で推移
    - 新車乗用車に占める次世代自動車の割合は平成20年には2.5%であったが、直近の令和元（2019）年には39.2%と大幅に伸長※（台数では約16倍）
- ※ 平成21年以降はエコカー減税等の普及促進策との相乗効果を発揮





## 【参考】次世代自動車（乗用車）の販売状況②

- 令和元（2019）年における新車乗用車の販売台数及び次世代自動車（天然ガス自動車を除く。）の内訳は次のとおり
  - 販売4,301千台のうち次世代自動車は**1,687千台（販売台数の39.2%）**
  - 次世代自動車の販売内訳は**ハイブリッド自動車が1,472千台（次世代自動車の87.3%）**、**クリーンディーゼル自動車が175千台（同10.4%）**、他の次世代自動車の販売台数は**40千台で2.3%**



新車乗用車の販売台数（令和元年）

次世代自動車の販売内訳（令和元年）

## 政府で定められている目標・方針等について

- ① 政府実行計画における次世代自動車に係る目標【再掲】
    - ➡ 2030年度までに“代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車”とする
  - ② 長期戦略における電動化による環境性能向上に関する言及【再掲】
    - ➡ 次世代自動車のうち、特に電動車への積極的な代替推進
  - ③ 2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%の実現
  - ④ 燃費に係る省エネ法トップランナー基準※への対応可能性に係る調査
- ※ 最新目標年度：乗用自動車2030年度、小型貨物車2022年度、重量車2025年度



## 目標・方針等を踏まえた見直しの考え方について

- ① 代替可能な自動車については可能な限り次世代自動車に限定
- ② 2段階の判断の基準の設定等、電動車等について率先調達を促進
- ③ 電動車・インフラの拡大に向けた公共調達の推進
- ④ 燃費基準は最新のトップランナー基準の適用に向けて、市場への供給状況を踏まえた検討が必要（令和3年度以降に引き続き検討）

# 自動車に係る判断の基準の見直し概要【燃費基準】

自動車の種類	判断の基準		燃費基準値 【表番号は基本方針参照】
	基準値 1	基準値 2	
乗用車	電動車等	次世代自動車	○ 現行の基準（令和2（2020）年度基準）（表2）
小型バス	次世代自動車	次世代自動車又は一定の燃費性能及び排出ガス性能（ガソリン及びLPガス）を満たす車両	○ 現行の基準（平成27（2015）年度基準）（表3）
小型貨物車	次世代自動車		○ 現行の基準（平成27（2015）年度基準）（表4-1～表4-3。LPGは2010年度）
重量車 バス等 トラック等 トラクタ	次世代自動車		○ 現行の基準（平成27（2015）年度基準）（表5、表6及び表7）
特種用途車	（次世代自動車）	—	○ 用途上、グリーン購入法の適用外になると想定

内燃機関を有する次世代自動車（ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等）のうち、乗用車については、一定の燃費性能及び排出ガス性能を別途求めている。

## 備考【抜粋】

- 「電動車等」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。
- 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

新たな燃費基準値は市場動向等を勘案し令和3年度以降に引き続き検討

## 自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車  小型バス  小型貨物車  バス等  トラック等  トラクタ	<p>【判断の基準】</p> <p>① 乗用車にあつては、<b>基準値1はア</b>を、<b>基準値2はイ</b>を満たすこと。ただし、<b>内燃機関を有する自動車</b>（ガソリン、軽油及びLPガスを燃料とする車両に限る。）の場合は、併せて<b>表1に示された区分の排出ガス基準</b>（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）<b>に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たすこと。</b></p> <p>ア. <b>電動車等</b>であること。            イ. <b>次世代自動車</b>であること。</p> <p>② 小型バスにあつては、<b>基準値1はア</b>を、<b>基準値2はイ</b>を満たすこと。併せて、<b>ガソリンを燃料とする自動車の場合は、表1に示された区分の排出ガス基準に適合</b>すること。            ア. <b>次世代自動車</b>であること。            イ. <b>次世代自動車</b>であること又は<b>表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</b></p> <p>③ 小型貨物車にあつては、<b>基準値1はア</b>を、<b>基準値2はイ</b>を満たすこと。併せて、<b>ガソリン又はLPガスを燃料とする自動車の場合は、表1に示された区分の排出ガス基準に適合</b>すること            ア. <b>次世代自動車</b>であること。            イ. <b>次世代自動車</b>であること又は<b>利用する燃料に対応した表4-1、表4-2及び表4-3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</b></p>

## 自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>【判断の基準】</p> <p>④ バス等にあつては、<u>基準値1はア</u>を、<u>基準値2はイ</u>を満たすこと。            ア. <u>次世代自動車</u>であること。            イ. <u>次世代自動車</u>であること又は<u>表5に示された区分の燃費基準値を満たす</u>こと。</p> <p>⑤ トラック等にあつては、<u>基準値1はア</u>を、<u>基準値2はイ</u>を満たすこと。            ア. <u>次世代自動車</u>であること。            イ. <u>次世代自動車</u>であること又は<u>表6に示された区分の燃費基準値を満たす</u>こと。</p> <p>⑥ トラクタにあつては、<u>基準値1はア</u>を、<u>基準値2はイ</u>を満たすこと。            ア. <u>次世代自動車</u>であること。            イ. <u>次世代自動車</u>であること又は<u>表7に示された区分の燃費基準値を満たす</u>こと。</p>

## 自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の<u>地球温暖化係数は150以下</u>であること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>

## 自動車6品目に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「電動車等」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。
- 4 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 5 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 6 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 7 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 8 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 9 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 10 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 11～15 【略】
- 16 ガソリンを燃料とする自動車にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 17 軽油を燃料とする自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
  - a. 次世代自動車の導入促進に向けて
  - b. 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し
  - c. プラスチック資源循環戦略への対応
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ 判断の基準等の見直し品目



## 見直し対象について

- 現行の特定調達品目は、缶・ボトル、紙容器及びカップ式の飲料自動販売機を対象としているところ
- 現行の判断の基準は、飲料自動販売機本体に対するエネルギー消費効率等の4つの基準及び設置事業者に対する2つの基準を設定。**本体に関する判断の基準を満たす機器が大宗**

### 【自動販売機本体に対する判断の基準】

- ▶ エネルギー消費効率（年間消費電力量）、冷媒・断熱材発泡剤のノンフロン、環境配慮設計の実施及び実施状況の公表、特定の化学物質の含有基準及び含有情報の公表

### 【設置事業者に対する判断の基準】

- ▶ 飲料容器の回収及びリサイクルの実施、使用済自動販売機の回収・リサイクルシステム構築

- 国内における出荷台数、国等の機関における調達状況、プラスチック資源循環戦略への対応、地方公共団体・民間への波及効果等を踏まえ、令和2年度の見直しは、国内出荷台数の**94.1%**（平成30年度）を占める**缶・ボトル飲料自動販売機**を主たる対象として検討を実施

## エネルギー消費効率の見直し、新たな判断の基準等の設定について

- エネルギー消費効率はトップランナー基準の達成状況を踏まえ、現行の**判断の基準の強化**、その他**配慮事項の判断の基準への格上**等を検討

## 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し

### ■ 飲料自動販売機本体に係る判断の基準

- ➔ 缶・ボトル飲料自動販売機についてエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準の強化
  - ➔ エネルギー消費効率の上限値（1,000kWh/年）の設定
  - ➔ エネルギー消費効率達成率に係る判断の基準の強化（トップランナー基準の120%達成レベル）
- ➔ LED照明の使用（新規）
  - ➔ LED照明の使用を新たに判断の基準として設定（蛍光灯照明の置き換え促進）

### ■ 設置事業者に係る判断の基準及び配慮事項（運用面）

- ➔ 屋内設置自動販売機の常時消灯（配慮事項からの格上）
  - ➔ 屋内に設置される自動販売機について常時消灯（夜間の購入等に支障をきたす場合を除く）を判断の基準として設定
- ➔ 飲料容器の回収に使用するプラスチック製ごみ袋について特定調達物品等の使用（新規・配慮事項）
  - ➔ 飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合に判断の基準を満たす物品の使用を推奨

## 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <b>缶・ボトル飲料自動販売機</b>にあつては、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>ア. <b>エネルギー消費効率が1000kWh以下</b>であること。</li><li>イ. <b>エネルギー消費効率達成率が120%以上</b>であること。</li></ul></li><li>② 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</li><li>③ 自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</li><li>④ 自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</li><li>⑤ <b>自動販売機の照明にはLEDが使用</b>されていること。</li><li>⑥ 自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</li><li>⑦ 屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、<b>照明が常時消灯</b>されていること。</li></ul>

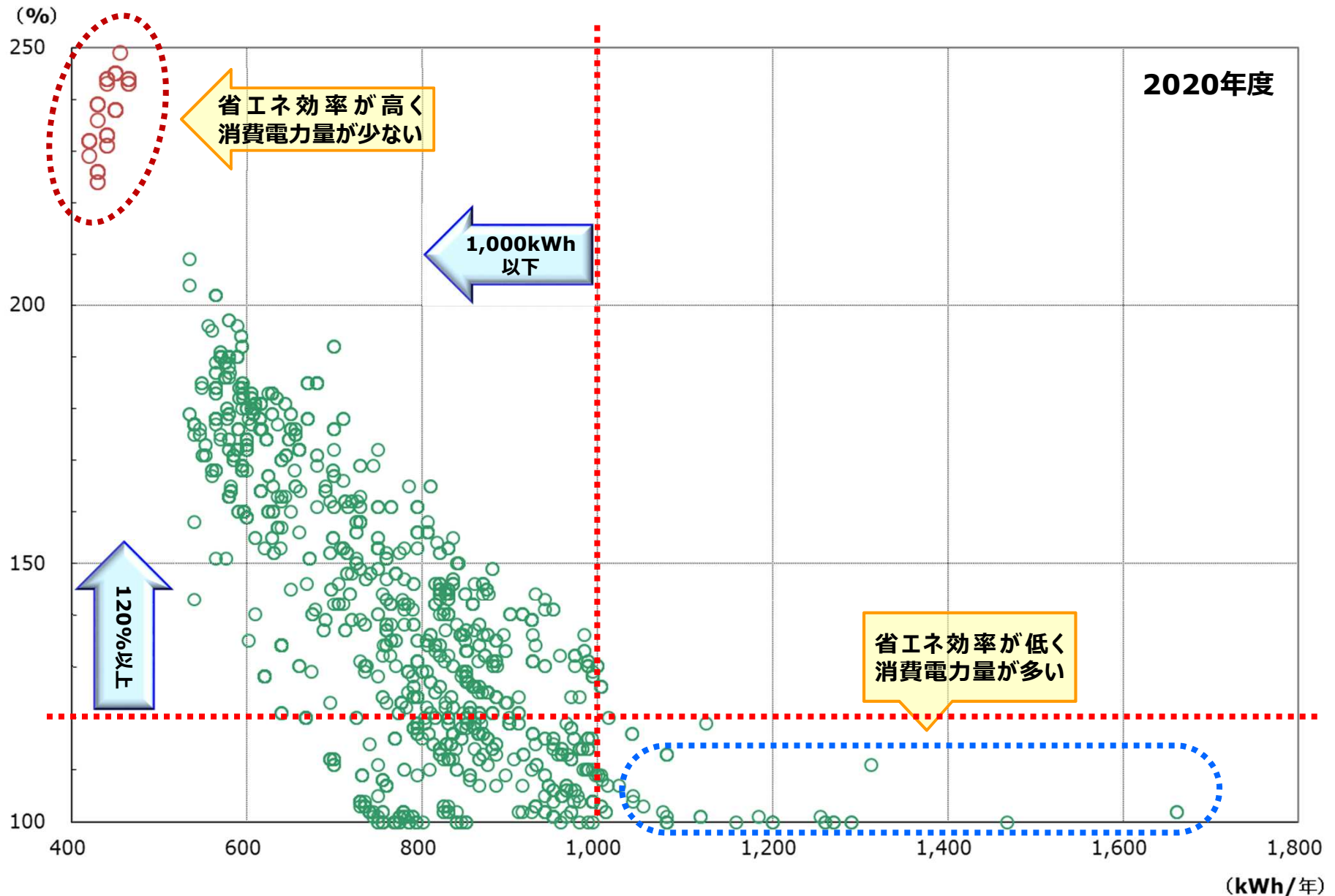
## 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
飲料自動販売機設置	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑧ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</li><li>⑨ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</li></ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</li><li>② 屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</li><li>③ カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。</li><li>④ 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</li><li>⑤ 自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</li></ul>

## 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
飲料自動販売機設置	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑥ <u>飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用</u>されていること。</li><li>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li><li>⑧ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li></ul>

# 【参考】年間消費電力量と省エネルギー基準達成率



- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
  - a. 次世代自動車の導入促進に向けて
  - b. 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し
  - c. プラスチック資源循環戦略への対応
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

## ■ 「プラスチック資源循環戦略」を政府として策定（令和元年5月31日）

### ➡ 背景

- 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

### ➡ 重点戦略

1. **プラスチック資源循環**（①リデュース等の徹底、②効果的・効率的で持続可能なリサイクル、③再生材・バイオプラスチックの利用促進）
2. **海洋プラスチック対策**（①ポイ捨て・不法投棄の撲滅、陸域における廃棄物適正処理、②マイクロプラスチック流出抑制対策、③海洋ごみの回収処理、④代替イノベーションの推進、⑤海洋ごみの実態把握）
3. **国際展開**（①途上国における海洋プラスチックの発生抑制等の対策支援、②地球規模のモニタリング、③研究ネットワークの構築）
4. **基盤整備**（①社会システムの確立、②資源循環関連産業の振興、③技術開発、④調査研究、⑤連携協働、⑥情報基盤、⑦海外展開基盤）



## ■ プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン

### <リデュース>

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

### <リユース・リサイクル>

- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

### <再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤**2030年**までに再生利用を倍増
- ⑥**2030年**までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

- マイルストーンの達成に向けた施策の1つとして「可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックにおけるバイオマスプラスチックの使用」も具体的に明記

- グリーン購入法は国・地方公共団体等による環境物品等の率直的な公共調達を推進する立場から、再生材・バイオプラスチックの需要の拡大や、リデュース等を通じた海洋プラスチック対策等への貢献を期待されているところ

## ■ 庁舎等において営業を行う小売業務

- ➔ 庁舎等において営業を行う小売業務（以下「小売業務」という。）については、平成30年度にプラスチック資源循環戦略の策定に向けた検討状況を踏まえ、容器包装の削減、プラスチック製の買物袋の削減及びバイオマスプラスチック化※の観点等から、判断の基準等に係る見直しを実施したところ
  - ※ 提供する全ての（ワンウェイのプラスチック製）買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%使用
- ➔ 令和2年7月から消費者のライフスタイル変革を促すべく、プラスチック製の買物袋（レジ袋）の有料化が開始されたところ
- ➔ 小売業務に係る判断の基準は、プラスチック製の買物袋の植物由来プラスチックの配合率をレジ袋有料化の詳細が決定する以前の段階で設定。このため、容器包装リサイクル法の省令を踏まえた配合率の引き上げが必要

- 「ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）」に係る判断の基準の強化及び新たな判断の基準の設定（一部経過措置の設定を含む）
  - 植物由来プラスチックの配合率を10%以上から**25%以上**に強化
  - レジ袋の薄肉化（省資源）の観点から「**呼び厚さ**」に係る判断の基準の設定等
- 配慮事項に業務使用のプラスチック製ごみ袋の特定調達物品等利用を設定等

## 庁舎等において営業を行う小売業務に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>①～④ 略</li><li>⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）<u>を提供する場合は</u>、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>ア. <u>植物を原料とするプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が確認されたものが<u>25%以上使用</u>されていること。</li><li>イ. <u>呼び厚さが0.02mm以下</u>であること。</li><li>ウ. <u>素材が単一</u>であるなど、<u>再生利用のための工夫</u>がなされていること。</li></ul></li></ul></li></ul>

## 庁舎等において営業を行う小売業務に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【配慮事項】</p> <p>①及び② 略</p> <p>③ <u>レジ袋を提供する場合は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。</u></p> <p>④及び⑤ 略</p> <p>⑥ <u>プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</u></p>

## 庁舎等において営業を行う小売業務に係る判断の基準等

備考) 1～7 【略】

- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 9 【略】
- 10 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの-0.001mmから+0.002mmの範囲とする。
- 11 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。
- 12 令和3年2月19日以前に製造されたレジ袋のうち、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されている製品については、本項の判断の基準⑤を満たすものとみなすこととする。
- 13 判断の基準⑤アの植物を原料とするプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

## ■ プラスチック製ごみ袋

- ➡ 令和2年度より新規追加した品目であり、植物由来プラスチック配合率**10%以上**又は再生プラスチック配合率**10%以上**のいずれかを満たし、配合率の情報を表示することを判断の基準として設定
- ➡ 植物由来プラスチック配合率は、プラスチック資源循環戦略に基づき、適切に引き上げることとしているところ（備考に記載）

- プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準の強化及び新たな基準の設定。併せて経過措置の設定
  - ア 植物由来プラスチックの配合率を**10%以上**から**25%以上**に強化
  - イ 再生プラスチックの配合率を**10%以上**から**40%以上**に強化
  - ウ 植物由来プラスチック又は再生プラスチックの配合率に係る情報表示
  - エ プラスチックの添加物として**充填剤の使用禁止**（増量が主目的のもの）
- 上記の判断の基準ア～エを満たすこと、あるいは、**エコマーク認定基準**（商品類型 **No.128**「日用品 **Version1**」以降の「ごみ袋」）**を満たすこと又は同等のものであること**を判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用）

## プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
プラスチック製ごみ袋	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>① 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>ア. <u>植物を原料とするプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の<u>25%以上</u>使用されていること。</li><li>イ. <u>再生プラスチック</u>がプラスチック重量の<u>40%以上</u>使用されていること。</li><li>ウ. 上記①ア又は①イに関する<u>情報が表示</u>されていること。</li><li>エ. プラスチックの<u>添加物として充填剤を使用しない</u>こと。</li></ul></li><li>② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であること。</li></ul></li></ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。</li><li>② 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。</li><li>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li></ul>

## プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。
- 2 本項の判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.128「日用品 Version1」以降の「分類E. 清掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。
- 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 4 及び 5 【略】
- 6 判断の基準①ウの「情報の表示」とは、判断の基準①アの植物を原料とするプラスチックの配合率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。
- 7 判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと（増量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。
- 8 令和3年2月19日以前に製造されたプラスチック製ごみ袋については、令和3年9月30日までは経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月7日閣議決定）のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。
- 9 判断の基準①アの植物を原料とするプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。



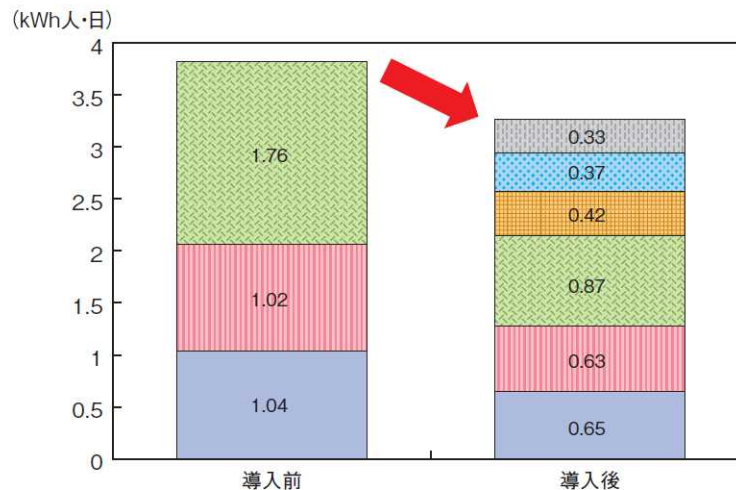
- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
  - a. 次世代自動車の導入促進に向けて
  - b. 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し
  - c. プラスチック資源循環戦略への対応
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

# 【新規追加品目】新しい生活様式への対応【1/2】

## ■ テレワーク用ライセンス

- 情報通信技術（ICT）を活用したテレワークにより、移動に伴う環境負荷の低減やオフィスのエネルギー等の削減※が見込まれることが従前から提唱
  - ※ 例えばテレワーク（在宅勤務）導入により消費電力量が1人当たり**0.53kWh削減（14%削減。オフィス・家庭合算）**されると試算（総務省「テレワークによる電力消費量・コスト削減効果の試算について」（平成23年5月））
- 新型コロナウイルス感染症対策の観点からの積極的な活用

■ テレワークを実施するために必要となる「**テレワーク用ライセンス**（システム用アカウント）」を新たに特定調達品目として追加



▲0.53kWh/人日  
(▲14%)

出典：平成23年版情報通信白書

## テレワーク用ライセンスに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
テレワーク用ライセンス	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行</u>できるシステム用アカウントであること。</li></ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</li></ul>

- 備考) 1 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。
- 2 テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

## ■ Web会議システム

- インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムであり、移動に伴う環境負荷の低減や会議のペーパーレス化が期待
- テレワークと同様に新型コロナウイルス感染症対策の観点から、**Web会議**についても積極的な活用が求められているところ

- 「**Web会議システム**」を新たに特定調達品目として追加するとともに、遠隔地間等で会議ができること、及び導入するシステムは当該機関と**Web会議**を行う可能性のある他の機関と相互に利用可能であることの確認を判断の基準として設定

## Web会議システムに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
Web会議システム	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <u>インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステム</u>であること。</li><li>② <u>他の機関と相互に利用可能な会議システム</u>であること。</li></ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <b>Web会議システム</b>の導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</li><li>② オンライン名刺交換機能が導入できること。</li></ul>

- 備考) 1 「Web会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。
- 2 Web会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

- ① 令和2年度の主な見直しのポイント
  - a. 次世代自動車の導入促進に向けて
  - b. 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し
  - c. プラスチック資源循環戦略への対応
- ② 特定調達品目の新規追加（新しい生活様式への対応）
- ③ その他の判断の基準等の見直し品目

# 判断の基準等の見直し品目一覧①

分野	品目
文具類 (16)	スタンプ台、朱肉、ステープラー（汎用型）、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、OAクリーナー（ウェットタイプ）、メディアケース、鉛筆、つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス、梱包用バンド
画像機器等 (7)	複合機、プリンタ、プリンタ複合機、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ
電子計算機等 (1)	電子計算機
家電製品 (1)	テレビジョン受信機
エアコンディショナー等 (2)	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
自動車等 (6)	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（自動車1品目から車種別6品目に細分するとともに、判断の基準を見直し）
設備 (2)	太陽光発電システム、太陽熱利用システム
災害備蓄用品 (1)	災害備蓄用飲料水
公共工事 (2)	断熱材、変圧器
役務 (7)	輸配送、旅客輸送、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、引越輸送、会議運営、飲料自動販売機設置
ごみ袋等 (1)	プラスチック製ごみ袋

# 判断の基準等の見直し品目一覧②

## 気候変動対策への寄与（主な見直し品目）

分野	品目
画像機器等	複合機、プリンタ、プリンタ複合機、スキャナ、プロジェクタ
電子計算機等	電子計算機
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム
役務	飲料自動販売機設置

## プラスチック資源循環戦略への貢献（主な見直し品目）

分野	品目
役務	庁舎等において営業を行う小売業務
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

## タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用

分野	品目
画像機器等	トナーカートリッジ、インクカートリッジ
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋



## 文具類の主要材料に係る表記ゆれの修正

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ 文具類（16品目）

- 判断の基準の「主要材料」の記載に当たって「**金属を除く**」を明記していない品目について、すべて「**金属を除く**」を追記

## 「スタンプ台」の表記ゆれの修正例

品目	判断の基準等
スタンプ台	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>金属を除く</b> 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の<b>70%</b>以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の<b>35%</b>以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</li></ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ インク又は液が補充できること。</li></ul>

## 複合機、プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナの見直し

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ 省エネルギー性能

- 複合機、プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナの4品目については、令和2年度の調達から国際エネルギースタープログラム **Version3.0** の基準に強化したところ。ただし市場への供給状況等を踏まえ、**1年間の経過措置**を設定



4品目について省エネルギー性能に係る**1年間の経過措置**を終了

## プロジェクトの見直し

### 判断の基準等の改定内容

- 省エネルギー性能
  - プロジェクトについては、平成30年度に待機時消費電力に係る基準を強化（0.5W→0.4W）したところ。ただし市場への供給状況等を踏まえ、2年間の経過措置を設定



待機時消費電力に係る2年間の経過措置を終了

## トナーカートリッジ及びインクカートリッジの見直しの概要

### 判断の基準等の改定内容

- 化学安全性
  - トナー及びインクの化学安全性に係る記載内容を変更
- タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用
  - エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載

## タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用

品 目	判断の基準等
トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次の要件を満たすこと。 ア～キ 略</li> <li>② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>【配慮事項】</p> <p>①～③ 略</p>
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次の要件を満たすこと。 ア～カ 略</li> <li>② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</u>であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>【配慮事項】</p> <p>①及び② 略</p>

## 化学安全性の基準及びエコマーク認定基準

### ■ 化学安全性の基準

- トナー及びインクに係る化学安全性の基準について記載内容を変更（備考10ア①～④）

### ■ エコマーク認定基準の活用

- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて、前者が令和3年4月1日時点で発効しているエコマーク商品類型No.132「トナーカートリッジ」、後者が同じく商品類型No.142「インクカートリッジ」に係る認定基準を満たす場合は当該品目に係る判断の基準を満たすことを判断の基準として記載（備考9）
  - ▶ 「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」

## 電子計算機の見直し概要

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ 省エネルギー性能

- サーバ型電子計算機については省エネルギー効率を令和3（2021）年度目標のトプランナー基準達成レベルに判断の基準を強化（令和2年度はトプランナー基準達成率80%レベル）
- クライアント型電子計算機については省エネルギー効率を令和4（2022）年度目標のトプランナー基準の85%達成レベルに判断の基準※を強化（令和2年度はトプランナー基準達成率70%レベル）

※ クライアント型電子計算機に係る省エネルギー性能については国際エネルギースタープログラムVersion7.0の基準を満たすことでも可

## エネルギー消費効率に係る基準の強化

品 目	判断の基準等
電子計算機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>① <b>サーバ型電子計算機</b>にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。          → 省エネ法の<b>トップランナー基準達成レベル</b></p> <p>② <b>クライアント型電子計算機</b>にあつては、<b>アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件</b>を満たすこと。          ア. 表 2 に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に<b>100/85</b>を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。          → 省エネ法の<b>トップランナー基準達成率85%以上</b></p> <p>イ～エ 略</p> <p>③～⑤ 略</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①～⑧ 略</p>



## テレビジョン受信機の見直し概要

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ 経過措置の延長

- 受信型サイズ39V型以下のテレビについては市場動向を踏まえ、省エネルギー基準※に係る経過措置を**1年間延長**

※ 次期トップランナー基準の改定に係る検討が終了し、令和3年2月に最終取りまとめが公表されたところ



新たな省エネ法トップランナー基準及び多段階評価基準の内容を踏まえ**2段階の判断の基準の設定**を含め令和3年度に見直し検討

## エアコンディショナー及びガスヒートポンプ式冷暖房機の見直し概要

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ 特定の化学物質

- 業務用エアコンディショナーについて特定の化学物質の含有率基準値及び含有情報の公表を判断の基準として設定
- ガスヒートポンプ式冷暖房機について新たに特定の化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を設定

## 特定の化学物質の使用制限等

品 目	判断の基準等
エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ <u>特定の化学物質が含有率基準値を超えない</u>こと。また、当該化学物質の<u>含有情報がウェブサイト等で容易に確認</u>できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①～⑥ 略</p>
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>【判断の基準】</p> <p>①及び② 略</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 略</p> <p>② <u>特定の化学物質が含有率基準値を超えない</u>こと。</p> <p>③～⑥ 略</p>

## 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの見直し概要

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ JIS規格の改正

- **太陽光発電システム**については太陽電池モジュール認証に係る**JIS規格**の改正に伴い**適格性確認試験及び型式認証**が新たな**JIS体系**※に移行
  - ※ **JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2、JIS C 61215-1-1~JIS C 61215-1-4**
- **太陽熱利用システム**については**太陽集熱器の種類、集熱量・効率等**に係る**JIS規格**の改正に伴い判断の基準等を見直すとともに、新たに**JIS規格**に設けられた「等級区分」に準拠して**2段階の判断の基準**を設定

## 日集熱効率に係る2段階の判断の基準等

品目	判断の基準等
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】</p> <p>① <b>日集熱効率が次の要件を満たすこと。</b></p> <p>ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>② 略</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①～⑤ 略</p>

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス菅形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

## 名称の変更及び飲料容器素材の拡大

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ 品目名称の変更等

- 「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更するとともに、ペットボトル以外の飲料容器素材へ対象を拡大（判断の基準等の考え方には変更なし）

## 断熱材及び変圧器の見直し概要

### 判断の基準等の改定内容

- **トッランナー基準の改正**
  - **断熱材**についてはトッランナー基準の改正に伴い**配慮事項**を見直し（**硬質ウレタンフォーム断熱材の追加**）
- **JIS規格の直接引用**
  - **変圧器**のエネルギー消費効率について**JIS規格の直接引用**<sup>※</sup>に変更
    - ※ **JIS C 4304「7.4 エネルギー消費効率」**及び**JIS C 4306「7.4 エネルギー消費効率」**を引用

## 配慮事項の見直し

品 目	判断の基準等
断熱材	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① フロン類が使用されていないこと。</li> <li>② 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、<u>硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種及び硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種</u>については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</li> </ul>

### 備考【抜粋】

- 3 「硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のもの、3 種のをいう。



## 「エコドライブ10のすすめ」の改定に伴う見直し

### 判断の基準等の改定内容

#### ■ エコドライブ10のすすめ

- 自動車を利用する役務の判断の基準等に設定しているエコドライブの実施について、エコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）作成の「エコドライブ10のすすめ」が改定（令和2年1月）

#### ■ 改定に伴う変更内容の反映対象となる品目

- エコドライブの実施を判断の基準に設定（輸配送、旅客輸送、クリーニング及び引越輸送の4品目）
- エコドライブの実施を配慮事項に設定（会議運営1品目）